

砂利を採取したい

砂利採取に関する県知事等への登録、認可等の手続き

砂利採取業をはじめするには、知事の登録を受けることが必要です。また、砂利を採取しようとするときには、採取計画の認可申請を行い、知事又は指定都市の長の認可が必要です。

対象者

砂利を採取しようと考えている方

内 容

■ 登録

砂利採取業を行おうとする者は、砂利採取法の規定に基づき、砂利採取業者の登録を受けなければなりません。この制度は、災害の防止を図るために砂利採取業を行おうとする者の資質面を審査するものです。

登録申請は、事業を行おうとする区域を管轄する都道府県で行ってください。また、登録の際には「砂利採取業務主任者」の資格を持った者を事務所ごとに配置しなければなりません。

■ 認可

実際の砂利の採取を行うには、この登録を受けた後、「砂利採取計画の認可」を受ける必要があります。

事業を行おうとする区域が北九州市、福岡市である場合は、北九州市、福岡市の認可、それ以外は福岡県の認可が必要です。

■ 砂利採取業務主任者試験

各都道府県が実施する砂利採取業務主任者試験に合格すると「砂利採取業務主任者」の資格が取得できます。試験は、毎年11月上旬に実施しています。

お問い合わせ先

登録、試験について

・福岡県商工部工業保安課採石係 TEL：092-643-3438

認可（海砂利）について

・福岡県県土整備部港湾課管理係 TEL：092-643-3674

・北九州市港湾空港局港営部港営課（港湾区域のみ） TEL：093-321-5932

・福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課（港湾区域のみ） TEL：092-282-7118

認可（海砂利以外）について

・福岡県県土整備部河川管理課管理係 TEL：092-643-3666

・北九州市建設局河川部水環境課 TEL：093-582-2491

・福岡市道路下水道局建設部河川課 TEL：092-711-4497

認可（漁港区域）について

・福岡県農林水産部水産局水産振興課施設管理係 TEL：092-643-3565

・北九州市産業経済局農林水産部水産課 TEL：093-582-2086

・福岡市農林水産局水産部漁港課 TEL：092-711-4372